

第296回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月18日(木) 13:58~15:43
- 2 開催場所 松山市二番町4丁目4番地2
愛媛県農業共済組合5階第1・2会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 佐々木護 本田義雄 喜田ヒサ子 田中武繁 川上賢孝
高橋啓一 大木 等 林 喜代行 平井義則 武田晃一
福島大朝 立花弘樹 竹ノ内徳人
(計13名)
 - (2) 県 農林水産部水産局 岩井水産局長
農林水産部水産局水産課 若下水産課長 (事務局長)
谷川主幹 (事務局次長)
田村資源管理係担当係長
宇野漁業調整係長
東予地方局今治支局水産課 関課長
中予地方局水産課 薬師寺課長
南予地方局水産課 梶田課長
南予地方局愛南水産課 中島課長
(計9名)
 - (3) 事務局 菊池書記 逢阪書記 曾根書記
(計3名)
 - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
 - (1) 相続により取得した区画漁業権について(諮問)
【結果】相続人は適格性を有するものと認める旨答申
 - (2) 愛媛県資源管理方針の変更について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申
 - (3) くろまぐろ、するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり設定して差し支えない旨答申
 - (4) 令和3年度の新規の許可等に係る公示について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり公示して差し支えない旨答申

(5) 宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

(6) 宇和海におけるさわら流し網及びさごし、めじか流し網漁業に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

(7) 宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

(8) にほんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

5 報告事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画の変更について

(2) 第22期委員会への継続審議事項について

(3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

(4) 令和2年度の新規の許可等に係る公示について

6 その他

7 議事の内容

1 開 会

菊池書記 皆様お揃いですので、ただ今より第296回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。本日は對尾委員さんと西村委員さんが、都合により欠席ですが、委員定数15名に対しまして、13名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを報告します。

会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの式次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料6まで。最後に1枚ものの、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針正誤表でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、佐々木会長にお願いします。

2 会長あいさつ

佐々木会長 皆さんこんにちは。開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様方には、年度末のお忙しい時期でございますが、御出席をいただき誠にありがとうございます。また日頃より、当委員会の運営に、色々とお力添えをいただきまして、改めて厚く

お礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げました通り、相続により取得した区画漁業権についてと、愛媛県資源管理方針の変更について、くろまぐろ、するめいかに関する令和3年管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、令和3年度の新規の許可等に係る公示についての諮問4件、3月末をもって指示期間が満了する委員会指示4件を御審議いただくことになっております。また、この他、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画の変更など4件の報告もごさいます。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜りますようお願い申しあげまして、誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事録署名人選出等

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、福島委員さんと、武田委員さんの御両名にお願い致します。

4 (1) 第1号議案（相続により取得した区画漁業権について（諮問））

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、相続により取得した区画漁業権についてを議題といたします。事務局より、説明願ひます。

菊池書記 はい、資料1の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読いたします。

（ 諮問文朗読 ）

（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第1号議案、相続により取得した区画漁業権についてにつきましては、坂本浅太郎氏及び向田陽二氏が相続することについて、支障ないということで答申してよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

佐々木議長 それでは、そのように決定いたします。

5 (2) 第2号議案(愛媛県資源管理方針の変更について)

佐々木議長 続きまして、第2号議案、愛媛県資源管理方針の変更についてを上程します。事務局より、説明願います。

菊池書記 それでは、資料2の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読いたします。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いいたします。

田村担当係長 (資料に基づき説明)

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様にお伺いします。

説明でもピンと来ないところが、委員さん多いんじゃないかと思うんだけど、今年初めて、今の7.3トンからオーバーするというので、各組合に制限の指示が出されたわけなんですけど、それに基づいて、今回3トン国の追加枠があって10.3トンにするということだろうと思います。しかし、四半期毎に漁獲量を設定しても、愛媛県が10.3あるなら、これは柔軟に配分ができるのか、あるいは四半期毎に決めたら、それをオーバーする場合は、その期間は禁止させるのか、全体的に見れば10.3になるまでだったら猶予があるという見方で、漁獲する人にはそういう対応ができるのかどうか。隣の海域はまだ操業しております、一方の海域についてはオーバーして、漁獲禁止、枠の不足ですということがあって、事業をやっている漁業者から見ると非常に納得しにくいところもあるわけなんです。だから愛媛県の場合は、愛南が主体の漁獲があると思うのですが、そういう柔軟な対応、総枠が超えてないのだったら別段問題ないんじゃないかという気がするのですが、そこら辺の対応は四半期毎に決めたことを守らないといけないのか、あるいは全体的な問題として対応ができるのか、この辺はどういう風に解釈したら良いですか。

宇野係長 お答えいたします。まず、四半期毎の枠を守らなければいけないのかということですが、これは守っていただかなければならなくなります。また併せまして、県全体の枠も守っていただくということになります。まず、愛媛県の枠につきましては、国で何トンまでという枠が決まられて、過去の実績に基づいて愛媛県の方に配分されておりますので、これ以上国の方に求めるようなことはできませんので、今与えられた枠、今後追加配分がくることもございますが、そこを守っていくということで管理をしてい

くということで、この方針を出させていただいております。非常に厳しい枠ではございますが、皆様の御協力をいただいで守っていけるかと思ひます。また急遽、枠の変更をこの運用方針に限らずしなければならない場合もあると思ひます。その場合には、調整委員会に諮らせていただいで変更することは可能ですので、そのような対応を取らせていただければと思ひております。

佐々木議長 結局四半期毎の設定枠は、基本的には今年までの何年かのトータルで平均をとって、これが愛媛県にマッチしているかという、そういう判断ですか。何を基本にして事務的には作っているのですか。

宇野係長 こちらの方は、過去直近の3か年の漁獲実績を基に基本を作っております。ただ近年は、春先に漁獲量が集中しているので、春先に配分を多めにもっていかせていただいでしております。

佐々木議長 関係漁業者の意見は聞いているんですか。

宇野係長 こちらの方は県の方で決めさせていただきまして、関係する皆様の方に配分するという形でお知らせすることにしております。

佐々木議長 御意見はございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 意見がないようでございますので、お諮りをいたします。第2号議案、愛媛県資源管理方針の変更につきましては、説明の原案の通り決定することで御異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐々木議長 異議なしということで原案通り決定いたします。続きまして第3号議案、くろまぐろ、するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを上程いたします。事務局より説明を願ひます。

6 (3) 第3号議案(くろまぐろ、するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問))

菊池書記 それでは、資料3の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより御意見をお伺いします。

平井委員 意見ではないんですが、参考に、クロマグロの大型魚って何キロ以上が大型魚になるんですか。

宇野係長 30キロ以上です。

平井委員 分かりました。ちょっと不思議に思うのは、30キロ以上が獲れないことはないんですが、少しは獲れたとして、5トンの漁獲量からは、かなり余るじゃないですか。できないだろうと思うんですが、それをもうちょっと少なくして、小型魚を増やすわけにはいかなのでしょうか。配分は国からの配分ですが。

宇野係長 お答えいたします。現在、国の方で小型魚と大型魚の交換を他県と行うという融通の制度を整備しております。今後その制度によって、当県の方でも大型魚が余るようであれば、他県の小型魚と交換していただけたらと交換できるようなやり方を考えさせていただいて、こちらの委員会に協議させていただければと思っております。

平井委員 わかりました。以上です。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

大型魚のクロマグロは、一般的には愛媛県では漁獲は少ない、無いということはないと思うんですが、一番多いのは養殖が戸島は3か所、日振が2か所、うちの関係では日振でよく大型魚を一般の漁業者が釣る機会があるんですが、獲ったものが養殖ものか天然ものかという判定はできないのですが、ほとんど養殖のものが逃げてそれを獲るといったようなことが一般常識になつてくるんですが、それも当然漁獲報告義務が課せられるわけですか。

宇野係長 そちらについては非常に繊細なお話だと思います。明らかに養殖魚である、もしくは天然であるという区別がつかない場合であれば、疑わしいものはTACとして報告していただくということになっております。

佐々木議長 他に御意見ございませんか。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見が無いようでございますので、お諮りいたします。第3号議案、くろまぐろ、するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認め、そのように決定をいたします。続きまして第4号議案、令和3年度の新規の許可等に係る公示についてを上程いたします。事務局より説明を願います。

7 (4) 第4号議案(令和3年度の新規の許可等に係る公示について)

菊池書記 それでは、資料4の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読いたします。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いいたします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより御意見をお伺いいたします。御意見はございませんか。

福島委員 ちょっと教えてください。6ページの宇和海機船船びき網漁業の船数3というのがここにあるんですけど、これは八幡浜漁協内での廃業届のあった分ですか。

宇野係長 そちらも含まれております。

福島委員 これっていうのは共同漁業権内の、漁協の区域内での許可ですので、今回こういう公募をして、やめられた地区の漁業権が公募されるという意味合いでよろしいですかね。

宇野係長 お答えいたします。今回の漁業法の改正によりまして、公示という形で広く皆様から募っているところもありますので、この地区というところを県の方から限定することはできませんが、ただ皆様申請されたい方が何人かおられるので、その方が申請してくるのではないかと考えております。

福島委員 区域区域に漁業権を、その地区の一般漁業をしている人らの意見を聞いて増やすんだったら増やさないと、トラブルが起きるので、そういう点はどうですか。

宇野係長　　そういう点も含めまして、こちら調整委員会に今お諮りしているところでございますが、現在の取り決めでは宇和海を一円として許可隻数を振っておりますので、問題があり規制をする場合は、調整上必要とあれば各漁業地区毎に隻数を再度割り振るような変更をかける必要があるのではないかと考えています。

福島委員　　それと今、休眠状態の許可がいっぱいあるんです。それっていうのは廃業届を出していないから、使われずに眠っている許可がいっぱいあるんですけど、そういうのはどうするんですか、今後。

宇野係長　　県といたしましては、今回の漁業法改正の趣旨に則りまして許可の枠が有効に活用されるように、有効期間が切れた許可につきまして御本人と漁協さんに促して、廃業届を出していただいて、それを公示して有効的に扱うような、必要があれば、公示するなど有効に扱うような取り扱いをしていきたいと考えております。

福島委員　　はい、分かりました。もし八幡浜漁協管内での申し出があった場合には、漁協の方にまず一報をお願いします。

宇野係長　　まず、申請が来たときは、漁業協同組合さんを通して意見書を添付して申請していただいておりますので、その際には漁協さんの方にも分かるようになっているのではないかと考えております。

福島委員　　多分これ伊方の許可なんですけど、伊方で誰かがやるというんだったら問題ないんですけど、それが八幡浜にいった場合はすごくもめるので。

宇野係長　　漁業調整が諮られるように、当方も色々、どのようにすればいいか御相談させていただきたいと思っております。お願いいたします。

佐々木議長　　委員会の審議事項になるので、それでは対応が分かるんじゃないでしょうか。県が勝手に廃業、許可するものではなく、委員会に諮問しないといけない事項だから、そういうことで内容がわかるんじゃないかと思っております。他に御意見はありませんか。

武田委員　　ちょっと教えていただきたいのですが、この2ページの中で、マンガのてっかん漕ぎ漁業、魚島周辺の漁業の件ですけど、要望がない場合は公示しないとなっているんですけど、直接関係ないかもしれないですが、香川県からの入漁の操業区域の件、てっかん漕ぎ漁業の操業区域というのは、香川県から入漁させないということになっていると思うんですけど、これ要望がない場合、実態がない場合は、そのあたりは入漁させるということですか、さ

せないということですか。

若下課長 はい、若下からお答えします。ちょっと誤解があるような感じを受けました。てっかんこぎ漁業というのは、あくまで魚島の一部の漁業者に対してのみ従前許可をしてきました。毎年毎年要望があれば、9月に許可する手続き、許可方針を定めていたんですけども、今回制度が変わりまして許可の前に公示をしなきゃいけないなくなった。公示をしなきゃいけないなくなったんですけども、基本魚島からの要望が無い場合は公示をしませんというのをここに書いてます。香川県からの入漁はてっかん漕ぎはございません。あくまでこの表で言いますと、7ページに書いている漁業について公示をした上で取り扱いをします。以上です。

武田委員 香川県からは、もちろんてっかんこぎ漁業はさせてないんだけど、この操業区域、香川県の底びき網等には、魚島周辺のてっかん漕ぎ漁業の操業区域は外してるのではなかったでしょうか。

宇野係長 お答えになっているか分かりませんが、このてっかんこぎ漁業につきましては、あくまで許可対象は魚島支所に所属されている小型機船底びき網業者の方に関して解除するものでございますので、香川県に関しては従来通りの扱いとなっております。

佐々木議長 知事の告示と操業の実態が一致しとるわけじゃないの。

若下課長 昨年度の作業の中で、全て許可の件数を数えました。許可の件数を数えて生きている許可が全て今後も許可になるような状態を作ろうとしています。今回来年度告示しようとしているのはその内の全部は全部終わるわけじゃなくて、3年間の中で新規に許可しなきゃいけないものをその中で告示しようとしています。なので、今許可を持っている人が遅れることにはならないという風にこちらでは見ているんですけども。

佐々木議長 他には御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようですのでお諮りいたします。第4号議案、令和3年度の新規の許可等に係る公示につきましては、原案の通り訂正することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐々木議長 異議がないものと認め、そのように決定いたします。続きまし

て、第5号議案、宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示についてを上程します。事務局より説明を願います。

8 (5) 第5号議案(宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示について)

菊池書記 資料5を御用意ください。1ページを御覧下さい。
(資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第5号議案、宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐々木議長 それでは、そのように決定いたします。

佐々木議長 続きまして、第6号議案、宇和海におけるさわら流し網及びさごし、めじか流し網漁業に関する委員会指示についてを上程します。事務局より、説明願います。

9 (6) 第6号議案 宇和海におけるさわら流し網及びさごし、めじか流し網漁業に関する委員会指示について

菊池係長 資料の2ページをお開き願います。
(資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様のお伺いいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 従前通りの内容でございますので、御意見もないようですのでお諮りします。第6号議案、宇和海におけるさわら流し網及びさごし、めじか流し網漁業に関する委員会指示につきましては、ただ今説明の原案の通り決定することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。続きまして、第7号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてを上程します。事務局より説明願います。

10 (7) 第7号議案（宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について）

菊池係長 4ページをお願いいたします。
（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺いします。御意見ございませんでしょうか。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第7号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐々木議長 異議なしのため、そのように決定いたします。続きまして、第8号議案、にほんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示についてを上程します。事務局より説明を願います。

11 (8) 第8号議案（にほんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示について）

菊池書記 資料の13ページをお開きください。
（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより御意見をお伺いいたします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りいたします。第8号議案、にほんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示についてにつきましては、ただいま説明の通り原案の通り決定することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。以上で事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画の変更についてを報告願います。

1 2 報告事項（1）海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画の変更について

宇野係長 では、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画の変更について御報告します。資料1ページを御覧ください。
（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 ただ今の報告について御質問等がございましたら、お伺いします。何か御質問ありませんか。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、続きまして第22期委員会への継続審議事項についての報告をお願いいたします。

1 3 報告事項（2）第22期委員会への継続審議事項について

宇野係長 では第22期委員会への継続審議事項について御報告いたします。平成27年8月21日開催の愛媛海区漁業調整委員会では、宇和海漁業協同組合協議会から提出されました、いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大及びふぐ浮きはえ縄漁業の禁止解除の要望について南予部会に審議を委託することが決定されました。これを受け、南予部会では愛媛県水産研究センター研究員や関係漁業者を招聘して意見を聴取する等、慎重に御審議いただいておりますが、いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大については、拡大案に対する漁業種類間の意見が鋭く対立し、現在も調整が図れておりません。

一方、ふぐ浮きはえ縄漁業の禁止解除については、ふぐ浮きはえ縄が資源に与える影響について検討することを目的とした試験操業を行うため、はえ縄漁業者の組織強化と反対漁業者との調整について、関係団体に指示しておりましたが、現在も準備が整っていない状況であります。県としましては、地方局水産課とも連携しながら関係者の動きを注視してまいりましたが、調整がついておりませんので、これらの事項につきましては第22期愛媛海区漁業調整委員会において引き続き御審議いただきたく存じます。以上、報告を終わります。

佐々木議長　ただ今の報告につきまして御質問がございましたらお願いいたします。

まず、私の方からフグの継続の話ですが、これは元々県の方から、フグの回遊調査等の結果、宇和海での要望について試験操業をしようかなということで県は検討をしてきた経緯があるわけです。その後、資源上の問題から、試験操業をできる状況にないという風に予想しておるんですが、そういう資源の変更、これは海水や潮流の関係もあるのかもわかりませんが、試験的に操業させようとしているのができなくなったということは、やはり資源が昔の様な状況にないということだろうと思います。その辺については、今回で古い委員さんは3月で終わるわけなんです、新しい年度で今のように継続するということは、漁業者にとっては、いつ県は許可してくれるのかと私はよく質問されます。こういう理由でもって、現状継続して試験操業ができないというようなことを委員会の方で、技術会などの機会に、時間でもとって、そういう専門的な説明をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。いいですか課長さん。

若下課長　フグの話に関しては、日本全体の話として資源的に非常に低位にあるというのが1つと、もう1つ、その状況の中で試験操業をやるとしても、ある程度組織としてまとまってもらわないと、誰に試験をやらすか、そういうグリップができるかどうか、それを今投げかけているんだけど、それがまだまとまりを見せてくれないので、試験をやらせられる状況にもないというお話をさせていただきました。結局継続して団体として、まとまっていたくというのがまず第一歩じゃないかという風に思います。以上です。

佐々木議長　そういう条件をつけて試験操業をやらないということを、漁業者に説明しなければいけませんよ。ただ単に資源上の回遊状況を見たら、これは試験操業をやらせるに足るということを決断して、県がそういう指示をして関係者に話をしているわけだから。条件や内容が変わるならそういうことも言わないと、我々説明できないんですよ。試験操業はいつやらせるのですかということを知ったら、いや私はわかりませんとしか言えないじゃないですか。そういうことをはっきりと、変更でこういう理由があって試験操業がやれないのだというのなら、そういうことをちゃんと説明してもらわないと、どうしようもないじゃないですか。そういう行政では困りますよ。

宇野係長　すみません、よろしいでしょうか。試験操業をやるにあたって組織、団体を強化していただくというものを南予部会の方で諮ら

せていただきました。了承を得まして、宇和海のはえ縄の協議会の方にもお話を先にさせていただきました。その後、昨年になりますが、宇和海のはえ縄協議会さんと、まず大前提としまして、組織強化をしていただきたいということは重ねてお話させていただいております。併せて、今のフグの資源状況についてのお話をさせていただきます。県としても情報の方は密に提供をしておりますので、御了解いただければと思います。

佐々木議長 宇和海の要望の問題については、そういうことで漁業者から、組織から上がった問題を結局は要望されて、県にお願いをして結果的には海洋の状況から判断して、特定の区域を決めて試験操業をやらせてみるかという話が、何年も前に出とる話なので。ところがそれから話も、全く変わった条件も我々承知していない中で、続けて継続するという事なんですから、そういう理由をはっきりと説明できるような方向にしてもらわんと委員会の権威にも関わりますよ。以上申し上げておきます。

平井委員 宇和海でそういう要望がありまして、県の方からは、私が認識しているのは、今のはえ縄の人らが一つにまとまってくれないといけないという条件はついてた、私はそういう風に認識をいたしております。それができるのだったら試験操業は認めるという話は聞いておりますが、それでまとまるのかということ言ったら中々まとまらないということで、それでも、一応話はあるものの、それから進まなかったというのが現状だったということで、私は認識しておりました。

福島委員 機船船びき網、パッチの方もですね、やはり禁漁を設けて自助努力をしているんですよ。南予部会の方でも、宇和海全体では無理だったら、区域を分けてというような御意見もいただいてですね、組合長さんの方にも色々進めたわけですが、それ以来全然進んでないんですよ。そこはもうちょっと県の方も、パッチ網の区域1000メートルですよ、600メートルが。ほんのわずかなんですよ。これがどうしたらできるのかというのをやっぱり考えてもらわないと、ずっと永遠に流れてしまうというのはすごく無駄ですよ。それと先ほど伊方町の方でパッチ網が県の方に戻された。戻されたということは、その漁種というのは廃業して誰もやらないから県に戻したんですよ。それを何で公募するかということ、私それがすごく疑問なんですよ。八幡浜漁協内の伊方の人たちは誰もしないから、県の方に許可を戻すと言ったんですよ。それを何で公募する必要があるんですか。今なお、この資源保護と言われている中でですよ。許可を減らしたらいいじゃないですか、もういらぬ許可。どうですか、その点。

宇野係長 八幡浜の公示ですが、八幡浜から返納された、指定期間が切れて返納されたものについては、公示をいただきたいということで組合長様からの意見書とともに申請されておりますので、県の方ではそれを受けて。

福島委員 私は出してないのに、どこからそっちに流れとるんですか。事故があったところだと思うんです。それでやめると。地元の関係漁業者にやる人はいないかと言ったら、誰もいないから県の方に戻すというような話だったと私思うんですが。どこからそっちへ流れているんですか。伊方町で網にまかれて亡くなったんです。そこでしょう。

佐々木議長 結論の話をしてはどうしようもないので、南予部会の付託事項なので、その継続という形で付託してもらって、新しい委員さんでまた問題があれば、パッチとフグの問題が南予部会の付託事項になっておりますので、継続して今後検討していただくということで御理解をいただきたいと思います。それでは他に御意見がないようでございますので、連合海区広域漁業調整委員会の開催状況についてを報告願います。

1.4 報告事項(3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

菊池書記 資料6を御用意ください。2ページをお願いいたします。
(資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、ただ今の説明いて御質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員一同 (質問なし)

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、令和2年度の新規の許可等に係る公示についての説明をお願いします。

1.5 報告事項(4) 令和2年度の新規の許可等に係る公示について

宇野係長 令和2年度の新規の許可等に係る公示について御報告させていただきます。令和2年11月19日開催の愛媛海区漁業調整委員会におきまして、令和2年度の新規の許可等に係る公示について諮問し、諮問の通り公示して差し支えない旨を答申いただきました。県では、委員会からいただいた答申をもとに、令和2年12月より公示による許可を行っておりますが、このうち、香川及び広島入漁に係る公示について、諮問では操業区域を都道府県名から記載する等より正確に表記する方法に改めたものでお諮り

しておりましたが、関係県より新しい表記については、相応の周知期間が必要ではないかとの申し入れがあったことから、今回は、従前通りの表記方法で操業区域の公示をさせていただきましたので、事後となりましたが、御報告いたします。なお、諮問した操業区域と公示した操業区域に相違はありませんので、申し添えます。また、今後、準備が整うまでは、従前通りの表記で諮問し公示させていただきたいと考えております。以上、御報告いたします。

佐々木議長　ただ今の報告について御質問等、御意見ございましたら、お伺いします。

委員一同　（意見なし）

佐々木議長　御意見がないようでございますので、以上で報告事項を終わりたいと思います。事前にお知らせをしておりました議題を全て終了いたしました。

16 その他

佐々木議長　最後にその他に移りますが、皆さんも含め、事務局も含めて意見がありましたらお願いをいたします。

宇野係長　よろしいでしょうか。

佐々木議長　はい、どうぞ。

宇野係長　お時間いただきます、すみません。お手元の正誤の表を御覧いただきてよろしいでしょうか。知事許可漁業の許可等に関する取扱方針について一部錯誤がございましたので御報告いたします。
知事許可漁業の許可等に関する取扱方針については、令和2年11月19日開催の当委員会に諮問し全部改正したところでございますが、別表3に規定する漁業本拠地及び漁業地区について、漁業本拠地については平成11年3月31日現在の漁業協同組合、漁業地区については平成16年3月31日現在の市町村を基準にするところ、正誤表の通り一部誤りがありましたので訂正いたしましたことを御報告いたしますとともに、不手際の方をお詫び申し上げます。なお当誤りによる許可証等の誤記載はございません、申し添えます。以上です。

佐々木議長　はい、正誤表の説明ですが、その他事務局何かありましたらお願いします。ないですか。

それでは最後になりましたが、本日、御臨席いただいている岩

井水産局長が今年度で退職されるということで御挨拶をお願いしたいと思います。

岩井局長 皆さんこんにちは。水産局長の岩井でございます。委員会でお疲れのところ、発言の機会をいただきましてありがとうございます。まず皆様には、日頃より本県水産業の振興は基より、県政の各般にわたりまして、御支援、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、第21期の漁業調整委員の任期は、今月までとなっておりますので、本日が最後の委員会となりますが、委員の皆様には御就任以来、漁業権の一斉切り替えを始め、県内での漁業調整や、隣接県との入漁協定に精力的に取り組んでいただき、改めて感謝申し上げます。特に最近では、宇和海における船びき網漁業の操業区域拡大、山口県や広島県との入漁調整など、大変ご苦勞をおかけしましたが、皆様方のこれまでの御尽力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、私事ではありますが、先程会長さんから御紹介いただきましたように、私、今月末をもちまして、県を定年退職することとなっております。県職員生活の総仕上げとも言うべき最後の2年間を、水産行政に携わらせていただき、皆さま方に御指導、御鞭撻をいただきながら、本県水産業の振興に取り組めましたことを、大変ありがたく、感謝いたしております。県を退職いたしましても、今後とも、本県水産業の振興に何らかの形でお役に立てればと思っておりますので、委員の皆さま方におかれましても、本県水産行政の推進に対しまして、引き続き、御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

佐々木議長 それでは、全ての議事が終了しましたので、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

まずは岩井局長さん、2年間水産振興のために本当にありがとうございました。愛媛県はトップセールスで知事から始まって、コロナの問題もあって、魚類等中々販売もできなかった事情がありますが、それにしても県が力を入れるということから関係の市町村もそれに順応した形で、非常に関心が強くなるし、助成もそれなりに対応ができるような状況になりました。これは県の指導力の賜物だと思っております、心から厚くお礼を申し上げたいと思っております。

ただ今説明、報告がありましたように、ちょうど6か月ですが新漁業法の関係で任期が延期になった経緯がこれまでございますが、いよいよ3月末をもって我々の任期終了ということになります、公選で9名ですか、9名出た中で今回4名は退任されるように聞いておりますし、学識経験者も西村先生ですが、

退任ということで10人中5名が代わられるということをお聞きいたしております。大変寂しく感じる一面があるわけですが、特に選任方法が公選から知事の任命制に変わるということで、今推薦された残る委員の皆様方は、明日が県議会最終日だと聞いておりますが、明日多分水産課の考えでは心配はいらないだろうとのことですが、知事が提案した原案が明日の県議会承認されるという運びになっておるようでございますが、去られる5人の皆さんは4年間、皆さんと一緒に愛媛県の調整の問題、種々の問題、特に山口の密漁の問題等につきましては、会の度におことわりをするような経過であり、私もその責任者として大変苦勞してまいりましたが、それ以上に愛媛県の漁業が、皆さん方の特段の御協力によって、振興してまいったことを、心からお礼を申し上げる次第であります。残られた皆さん方もまた、漁業資源の問題から、あるいは新しい漁業法で非常に難しいというか、私は愛媛県にもう少し愛媛県らしく柔軟な対応をせよということをよく申し上げておりますけれども、この新漁業法によって、大きくこの12月からの施行によって、変わる一面も出てくるわけですが、今まで皆さん方が支えてきた、愛媛県の漁業の振興の基本であるこの調整委員会が、皆さん方のさらなるお力添えで、振興発展できますように心から願って、閉会の挨拶としたいと思います。どうも皆さんありがとうございました。

15時43分 閉会